

関東税理士協同組合連合会

令和6年1月19日（金）

相続時精算課税制度
の活用と実務上のポイント

税理士法人右山事務所

税理士 宮森 俊樹

～ 目 次 ～

**第 1 章 相続税・贈与税の令和 5 年度
税制改正**

P. 1

第 2 章 相続時精算課税制度のしくみ

P. 18

**第 3 章 相続時精算課税制度と暦年課税
制度との税負担の比較**

P. 31

第 4 章 民法における相続法との関係

P. 41

第1章 相続税・贈与税の令和5年度税制改正

I 相続時精算課税制度の見直し

1 改正前制度の概要

贈与により財産を取得した受贈者は、暦年課税制度に代えて、相続時精算課税制度の適用を受けることを選択できます。

相続時精算課税制度は、18歳以上の子又は孫が60歳以上の親又は祖父母から受ける贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付（贈与時の特別控除の枠は累積で2,500万円を限度として複数年にわたって使用し、特別控除の枠を超える部分は一律20%の税率で課税）し、相続時にその贈与により取得した財産の価額と相続又は遺贈により取得した財産の価額とを合計した価額を課税価格として計算した相続税額（3,000万円に法定相続人1人につき600万円を加えた金額を相続税の基礎控除として課税価格から控除して計算）から、既に納付した相続時精算課税における贈与税の税額に相当する金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とします。この場合、相続税額から控除しきれない贈与税の税額に相当する金額については、還付を受けることができます。

なお、相続時精算課税制度を選択すると、その選択の撤回はできないため、その贈与者からの贈与について暦年課税制度が適用できなくなります。そこで、同一の贈与者からの贈与はすべて相続財産に合算されることとなります（措法21の9～21の18）。

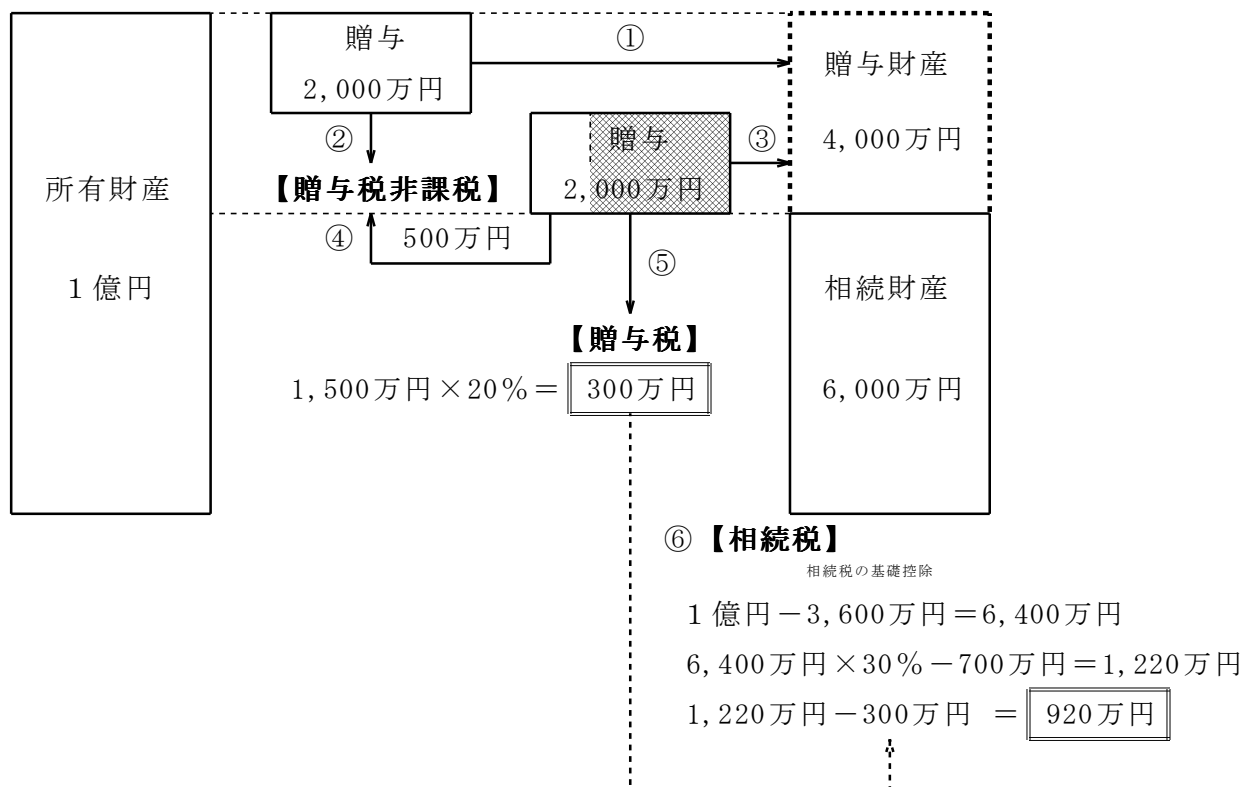
相続時精算課税制度の選択は、相続税がかからない（相続財産価額と相続時精算課税における贈与財産の価額との合計額が相続税の基礎控除額以下）者について、特別控除枠である2,500万円までの多額の金銭等を早期に贈与する場合に有効活用できます。

また、生前贈与した株式等の財産の評価額が相続開始時までには上昇すれば、値上がり分に対する相続税の負担を回避できることとなります。

相続時精算課税制度の仕組みは、図表I-1のとおりとされます。

図表 I - 1 相続時精算課税制度の仕組み（改正前）

≪前提：法定相続人：子1人≫



≪相続税納付のケースの説明≫

- ① 所有財産 1 億円のうち、2,000 万円を相続時精算課税制度により贈与することとしました。
- ② 贈与された 2,000 万円は、贈与税の特別控除の枠の範囲内であるので贈与税は非課税とされます。
- ③ 残りの所有財産 8,000 万円のうち、2,000 万円を贈与することとしました。この場合、上記①のように一度相続時精算課税制度により贈与を行えば、同一の者からは暦年課税制度による贈与は受けられません。
- ④ 贈与された 2,000 万円のうち、相続時精算課税制度による特別控除の枠 2,500 万円から既に上記②で控除した金額 2,000 万円を控除した残額 500 万円が非課税とされます。
- ⑤ 上記④の贈与税の特別控除の枠を超える部分 1,500 万円に対して、税率 20% で贈与税 300 万円が課税されます。
- ⑥ 相続開始の時に残存財産 6,000 万円と上記①及び③の相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額 4,000 万円とを合計した 10,000 万円を相続税の課税価格として計算（相続税の基礎控除額は 3,000 万円 + 600 万円 × 1 人 = 3,600 万円）した相続税額 1,220 万円から、既に上記⑤で納付した相続時精算課税制度における贈与税の税額 300 万円を控除した金額 920 万円をもって、納付すべき相続税額とされます。

2 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の創設

(1) 基本的考え方

相続時精算課税制度は、平成15年度に次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されましたが、選択後は生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっています。

令和5年度税制改正では、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、暦年課税との選択制は維持しつつ、相続時精算課税を選択した場合でも、毎年、暦年課税と同水準の110万円までの贈与税が非課税とされる相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除が創設されました。

なお、創設された相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除110万円は、特別控除額2,500万円より先に控除できます。

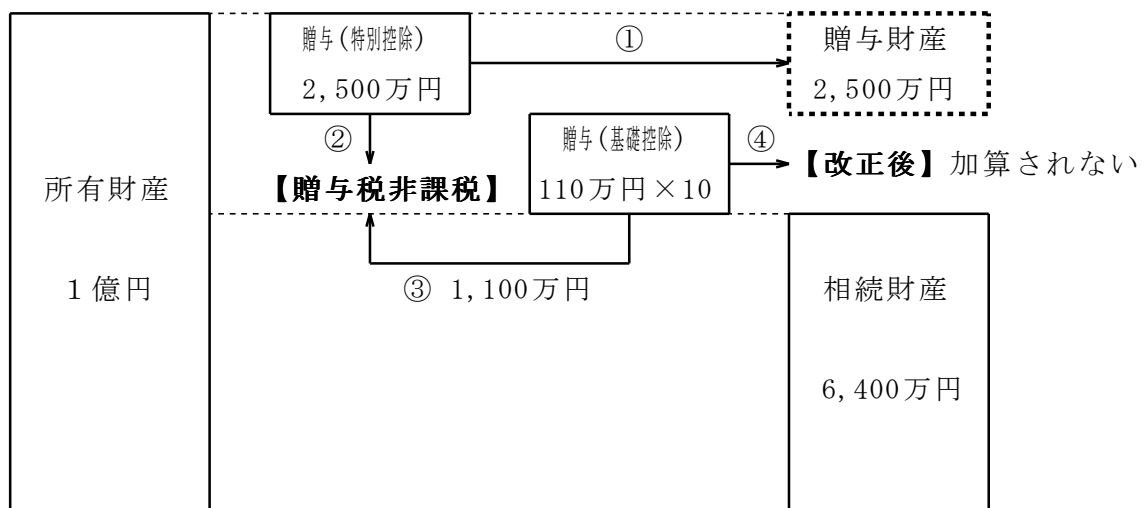
(2) 基礎控除とは

相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の特別控除2,500万円とは別途、課税価格から基礎控除110万円が控除できるとされます（相法21の11の2①，措法70の3の2①）。この場合において、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除110万円の控除をした後の残額とされます（相法21の15①②，21の16②③，措法70の3の2②，相規12一，13①六・七）。

この改正により、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制と生まれ変わりました。

図表 I - 2 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の創設

◀前提：法定相続人：子1人▶



⑤ 【相続税】

相続税の基礎控除

8,900万円 - 3,600万円 = 5,300万円

5,300万円 × 30% - 700万円 = 890万円

《相続税納付のケースの説明》

- ① 所有財産 1 億円のうち、2,610万円を相続時精算課税制度により贈与することとしました。
- ② ①のうち110万円は、相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除として贈与税は非課税とされます。
- ③ ①のうち2,500万円は、相続時精算課税制度に係る贈与税の特別控除の枠の範囲内であるため贈与税は非課税とされます。
- ④ 残りの所有財産7,390万円のうち、110万円を毎年贈与（9年間）することとしました。暦年課税との選択制は維持しつつ、相続時精算課税を選択した場合でも、毎年、相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除110万円が贈与税は非課税とされます。
- ⑤ 特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除110万円の控除をした後の残額とされますので、毎年10年間110万円ずつ贈与された1,100万円は、相続税の課税価格に加算されません。
- ⑥ 相続開始の時ににおける残存財産6,400万円と上記①の相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額2,500万円とを合計した8,900万円を相続税の課税価格として計算（相続税の基礎控除額は3,000万円+600万円×1人=3,600万円）した金額890万円が納付すべき相続税額とされます。

(3) 贈与税の特別控除額の計算

相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の控除後の贈与税の課税価格から、それぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額が控除されます（相法21の12①）。

- ① 2,500万円（既にこの特別控除額の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）
- ② 特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の控除後の贈与税の課税価格

(4) 特定贈与者が2人以上ある場合

相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除について、相続時精算課税適用者がその年中において2以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額は、特定贈与者の異なるごとに、110万円に特定贈与者ごとの贈与税の課税価格がその課税価格の合計額のうち占める割合を乗じて計算することとされます（相法21の11の2②，相令5の2，措法70の3の2③，措令40の5の2，相規17①一，相基通21の11の2-1，21の11の2-2，措通70の2の6-1（注））。

〔算式〕

$$\begin{array}{l} \text{各特定贈与者の課税価格} \\ \text{から控除する金額} \end{array} = 110 \text{万円} \times \frac{\text{各特定贈与者の贈与税の課税価格}}{\text{特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額}}$$

(注1) 上記の算式により計算した特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除の額に1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除の額の合計額が110万円になるようにその端数を調整することができます。

(注2) 上記算式中の「特定贈与者」には、贈与をした年の中途において死亡した特定贈与者も含まれます。

(5) 特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る贈与税の課税価格に異動があった場合

相続時精算課税適用者が同一年中に2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得している場合において、その贈与に係るその年分の贈与税の申告書の提出期限の経過後に、その年分の贈与税の課税価格に異動が生じたときにおける特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除の額は、その異動後の贈与税の課税価格を基礎として計算した金額とされますので留意して下さい（相基通21の11の2-3）。

(6) 適用関係

前述した(2)から(4)までの改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます（令和5年改正法附則19④，51④，令和5年改正相令附則1，令和5年改正措令附則1三，令和5年改正相規附則2②）。

3 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の再計算

(1) 基本的考え方

平成29年度税制改正では、災害が発生した際の被災者に対して、災害への税制上の対応の規定の常設化を行う等の対応が行われました。

令和5年度税制改正では、大規模な災害の発生に備え、著しい被害に対する不安を解消する観点から、相続時精算課税制度により受贈した土地・建物について、災害等により一定以上の被害を受けた場合には、例外的に、相続税の課税価格を再計算することとされました。

(2) 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限までの間に災害（冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とされます。以下同じ）によって相当の被害を受けた場合（その相続時精算課税適用者がその土地又は建物をその贈与を受けた日からその災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限り、）において、その相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その相続税の課税価格への加算等の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時における価額からその価額のうちその災害によって被害を受けた部分に対応する金額を控除した価額（いわゆる被災価額）とされます（措法70の3の3①②，措令40の5の3，措規23の6の2）。

(3) 適用対象となる土地又は建物の範囲

上記(2)の適用対象となる土地又は建物（以下「土地又は建物」といいます。）には、

土地の上に存する権利及び構築物は含まれません（措通70の3の3-1）。

また、上記(2)の規定は、令和6年1月1日以後に土地又は建物が災害により被害を受けた場合について適用されるため、令和5年12月31日以前に特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が令和6年1月1日以後に災害により被害を受けた場合についても適用対象とされます（措通70の3の3-1(注)1）。

なお、特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物について、「特定贈与者が年の途中において死亡した場合の贈与税の申告書の提出義務（相法28④）」の規定により贈与税の申告を要しない場合においても、その土地又は建物は上記(2)の規定の適用対象とされます（措通70の3の3-1(注)2）。

(4) 被害を受けた場合の意義

上記(2)における「被害を受けた場合」とは、土地又は建物が災害により物理的な損失を受けた場合とされます（措通70の3の3-2）。「物理的な損失」とは、例えば、地割れ等土地そのものの形状が変わったことによる損失又は建物の損壊及び滅失等をいうこととされます（措通70の3の3-2(注)2）。

なお、上記(2)の規定は、土地又は建物の贈与を受けた日からその贈与をした特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限までの間に災害によって被害を受けた場合に限り適用されることとされますので留意して下さい（措通70の3の3-2(注)1）。

(5) 贈与の時ににおける価額の意義

上記(1)における「贈与の時ににおける価額」とは、「相続税の課税価格への加算の対象となる財産（相法21の15①）」の規定により「相続時精算課税者の相続税の課税価格に加算の対象とされる財産の贈与の時ににおける価額（相法21の9③）」又は「相続等により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者の相続税の課税価格に加算の対象とされる財産の贈与の時ににおける価額（相法21の16①③）」とされます。

ただし、災害が発生する直前に、土地又は建物の一部の所有をしないこととなった場合における土地又は建物の「贈与の時ににおける価額」には、その所有をしないこととなった部分の価額は含まれないこととされます（措通70の3の3-3）。

なお、上記(1)の規定の適用を受ける土地について、「特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例（措法69の6）」又は「特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例（措法69の7）」の規定の適用がある場合におけるその土地の「贈与の時ににおける価額」は、これらの規定の適用後の価額とされます（措通70の3の3-3(注)）。

(6) 想定価額の計算

災害により被害を受けた建物の想定価額の算出方法は、次の〔算式〕次のとおりとされます（措令40の5の3②，措通70の3の3-4）である。

〔算式〕

$$A \times \frac{B - C}{B} = \times \times \times$$

A：災害により被害を受けた建物の特定贈与者からの贈与の時ににおける価額

B：次に掲げる建物の区分に応じ、それぞれ次に定める年数

- ① 建物を贈与により取得した日において、その建物の想定使用可能期間の年数（建物の全部が事務所用であるものとした場合におけるその建物に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に定める耐用年数とされます。以下同じ。）の全部を経過している建物…次の算式により算出した年数

[算式]

$$\text{その建物の想定使用可能期間の年数} \times \frac{20}{100}$$

- ② 上記①に掲げる建物以外の建物…次の算式により算出した年数

[算式]

$$\left(\begin{array}{l} \text{その建物の想定使用可能期間の年数} \\ \text{その建物の新築の日から当該贈与の日までの期間の年数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{その建物の新築の日} \\ \text{からその贈与の日までの期間の年数} \end{array} \right) + \frac{20}{100}$$

C：その建物の贈与の日から災害が発生した日までの期間の年数（上記Bの年数が限度とされます。）

(注)1 上記B及びCの年数が1年未満である場合又はこれらの年数に1年未満の端数がある場合には、それぞれこれらの年数又は端数は切り捨てます。

(注)2 その建物の増改築等がされている場合における上記B②のその建物の新築の日からその贈与の日までの期間の年数は、その増改築等にかかわらず、その建物の新築の日からその贈与の日までの経過年数によります。

(7) 2以上の構造からなる建物の想定使用可能期間の年数

災害により被害を受けた建物が、2以上の構造からなる建物である場合におけるその想定使用可能期間の年数は、その建物の主要柱、耐力壁又ははり等その建物全体の主要部分により判定した構造に対応する年数によることとされます（措通70の3の3-5）。

(8) 被災価額の計算等

上記(2)における被害価額は、土地に係るものについては、その土地の贈与の時ににおける価額を限度とされます。建物に係るものについては、上記(6)の想定価額を限度とされます。この場合において、想定価額が零となる時は、その建物に係る被災価額はないものとされます（措令40の5の3④，措通70の3の3-12）。

また、被災価額は、被害を受けた土地又は建物ごとに計算し、災害により被害を受けた部分の価額から「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填される金額を控除した残額とされます（措令措令40の5の3②二，）。保険金等により補填される金額が確定していない場合には、その保険金等の見積額に基づいて計算することとされます（措通70の3の3-6）。

なお、被災価額は、災害承認を受けた土地又は建物を贈与により取得した日の属する年分の贈与税の課税価格からは控除しないこととされます（措通70の3の3-12(注)）。

(9) 災害により被害を受けた部分の価額

上記(8)における「災害により被害を受けた部分の価額」は、災害により被害を受け

た土地又は建物の贈与の時における現況に基づいた価額ではなく、災害が発生する直前の現況に基づいた価額とされます（措通70の3の3-7）。

(10) 保険金、損害賠償金に類するものの範囲

上記(8)における「その他これらに類するもの」には、例えば、次に掲げるようなものが含まれます（措通70の3の3-8）。

- ① 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金
- ② 資産の損害の補?を目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金

(11) 引き続き所有していた場合の意義

上記(2)において「引き続き所有していた場合」とは、災害により被害を受けた土地又は建物について、その土地又は建物を贈与により取得した相続時精算課税適用者（その相続時精算課税適用者がその災害の発生した日前に死亡している場合には、その相続時精算課税適用者に係る納税義務等承継人。以下同じ。）がその贈与を受けた日からその災害が発生した日まで継続して所有していた場合とされます。したがって、例えば、災害が発生した日前において、相続時精算課税適用者がその推定相続人に対しその土地又は建物を贈与した場合は、「引き続き所有していた場合」に該当しないこととされます。

なお、贈与を受けた日から災害が発生した日までの間に、「土地又は建物への賃借権等の設定」、「土地又は建物の持分の一部の譲渡（引き続き当該土地又は建物の残りの持分を有している場合に限り。）」又は「建物の増改築等」を行った場合においても、相続時精算課税適用者によりこれらの土地又は建物の所有が継続しているときは、「引き続き所有していた場合」に該当することとされます（措通70の3の3-10）。

(12) 災害承認を受けた土地又は建物の価額から控除される相続時精算課税に係る基礎控除の額

災害承認を受けた土地又は建物を贈与により取得した年中にその贈与をした特定贈与者以外の特定贈与者からの贈与により取得した財産がある場合において、その土地又は建物の価額から控除される相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の額は、その年分の贈与税の申告書の提出又は更正若しくは決定がされている場合には、その申告書の提出又は更正若しくは決定に係る相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の額とされます（相基通21の11の2-2，21の15-2の2，措通70の3の3-14）。

また、令和5年12月31日以前に贈与により取得した土地又は建物について、相続税の課税価格に加算又は算入される金額については、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除はないこととされます（措通70の3の3-14(註)）。

(13) 災害減免法との重複適用

上記(1)規定は、相続時精算課税適用者が、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。以下「災害減免法」といいます。）の適用を受けた又は受けようとする場合には、適用できません（措法70の3の3③）。

相続時精算課税適用者（当該相続時精算課税適用者に係る納税義務等承継人を含みます。）が、災害減免法第4条又は第6条第2項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合には、その土地又は建物がその災害以外の他の災害により被害を受け

たときであっても、その土地又は建物については、上記(2)の適用はないこととされます（措通70の3の3-15）。

(14) 適用関係

上記(2)の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害等により被害を受ける場合について適用されます（令和5年改正法附則51⑤，令和5年改正措令附則1三）。

4 相続時精算課税選択届出書の提出方法の見直し

(1) 改正前制度の概要

相続時精算課税の適用を受けようとする者は、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額にかかわらず贈与税の申告をする必要があり、相続時精算課税選択届出書は、贈与税の申告書に添付して贈与税の納税地の所轄税務署長に提出することとされてきました（旧相令5①，5の6①）。

(2) 改正の内容

相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除が設けられた結果、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が基礎控除以下である場合には、贈与税の申告が不要（相法28①②）とされたことから、このような場合には相続時精算課税選択届出書のみを提出することができることとされるとともに、その旨を相続時精算課税選択届出書に記載することとされました（相令5①前段，5の6①前段、相規10①四，②五）。

なお、特定贈与者から相続時精算課税に係る基礎控除を超える金額の贈与を受けた場合及び特定贈与者から贈与により取得した財産の価額が相続時精算課税に係る基礎控除以下であってもその財産以外の財産を贈与により取得したため贈与税の申告が必要となる場合には、改正前と同様に、相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して提出することとされます（相令5①後段，5の6①後段）。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されます（令和5年改正法附則19①④⑤⑥，51④，令和5年改正相令附則2，5）。

II 暦年課税制度の見直し

1 改正前制度の概要

(1) 適用要件

暦年課税制度では、各年の1月1日から12月31日までの1年間（暦年）ごとに基礎控除額（110万円）を超える贈与部分に累進税率による贈与税が課税されることとされます（相法21の5，措法70の2の4）。

この贈与を受けた受贈者は、その贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに受贈者の住所地の所轄税務署長に贈与税の申告書を提出し、納税を行わなければなりません（相法28）。

なお、相続開始前3年以内の贈与部分があれば、その価額が相続財産に加算され、

その加算された贈与財産に対応する贈与税額が相続税額から控除されます（相法19①）。

そこで、後継者に暦年課税制度によって現金預金、土地及び株式等を生前贈与する場合には、価額の高い財産を一度に贈与しようとする、累進税率の関係で高い贈与税が課税されることとなりますので、実効税率（相続税納付税額÷相続税課税価格）を算出し、その実効税率以下の贈与税の税率の範囲内で長期間にわたって暦年贈与していく相続税対策が行われています。

(2) 贈与税の税率

贈与税の税率は、直系尊属から18歳以上の者に対する贈与の税率（以下「特例贈与財産に対する贈与税の税率の特例」といいます。）又は特例贈与財産に対する贈与税の税率の特例に掲げる事由に該当しない贈与により取得した財産（以下「一般贈与財産」といいます。）に対する贈与税の税率に区分して適用されます（相法21の7，措法70の2の5①②）。

① 特例贈与財産に対する贈与税の税率の特例

平成27年1月1日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年1月1日において18歳以上の者に限ります。）のその年中のその財産（以下「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の速算表は、図表Ⅱ－1のとおりとされます（措法70の2の5①）。

なお、その年1月1日において18歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途においてその贈与をした者の直系卑属となったときは、直系卑属となった時前にその贈与をした者からの贈与により取得した財産については、特例贈与財産に対する贈与税の税率の特例適用はないものとされます（措法70の2の5②）。

図表Ⅱ－1 特例贈与財産に対する贈与税の速算表

基礎控除及び配偶者 控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

② 一般贈与財産に対する贈与税の税率構造

一般贈与財産における贈与税の速算表は、図表Ⅱ－２のとおりとされます（相法21の7）。

図表Ⅱ－２ 一般贈与財産に対する贈与税の速算表

基礎控除及び配偶者 控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

【コラム：相続税の税率】

相続又は遺贈により取得する財産に対する相続税の速算表は、図表Ⅱ－３のとおりとされます（相法16）。

図表Ⅱ－３ 相続税の税率速算表

課税価額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

【具体的な計算例】

《ケース1》特例贈与の場合

- ① 課税価格（基礎控除額控除後）が1,000万円の場合の贈与税額

贈与税の課税価格

$$1,000万円 \times 30\% - 90万円 = 210万円$$

- ② 課税価格（基礎控除額控除後）が1,000万円の場合の相続税額

相続税の課税価格

$$1,000万円 \times 10\% = 100万円$$

- ③ 差額

$$\text{①} - \text{②} = 110万円$$

《ケース2》一般贈与の場合

- ① 課税価格（基礎控除額控除後）が1,000万円の場合の贈与税額

贈与税の課税価格

$$1,000万円 \times 40\% - 125万円 = 275万円$$

- ② 課税価格（基礎控除額控除後）が1,000万円の場合の相続税額

相続税の課税価格

$$1,000万円 \times 10\% = 100万円$$

- ③ 差額

$$\text{①} - \text{②} = 175万円$$

2 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等

(1) 基本的考え方

暦年課税制度における相続開始前贈与の加算期間は、昭和33年度税制改正で設定されました。近年における税務行政等のデジタル化、過去最高の平均寿命の更新による生前贈与可能期間が長くなっていること及び認知症が増加していること等の状況変化を考慮した見直しの必要性が提言されてきました。

令和5年度税制改正では、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間が7年に延長されます。その際、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長される4年間に受けた贈与のうち総額100万円までの金額については、相続財産に加算しないこととされます。

(2) 暦年課税における相続開始前贈与の加算の見直し

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続の開始前7年以内（改正前：3年以内）に相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産（以下「加算対象贈与財産」といいます。）の価額（加算対象贈与財産のうち相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとされます（相法19①）。

なお、加算対象贈与財産の価額は、その財産の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額となされます（相基通19-1）。

- ① 加算対象贈与財産のうち相続の開始前3年以内に取得した財産…その財産に係る贈与の時における価額
- ② 加算対象贈与財産のうち相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産…その財産に係る贈与の時における価額の合計額から100万円を控除した残額（注1・2）
（注1）その財産を取得した者ごとに100万円を控除することとされます。
（注2）その価額の合計額が100万円以下である場合には、その残額は零とされます。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用され、令和5年12月31日以前に贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例によります（令和5年改正法附則19①）。

(4) 経過措置

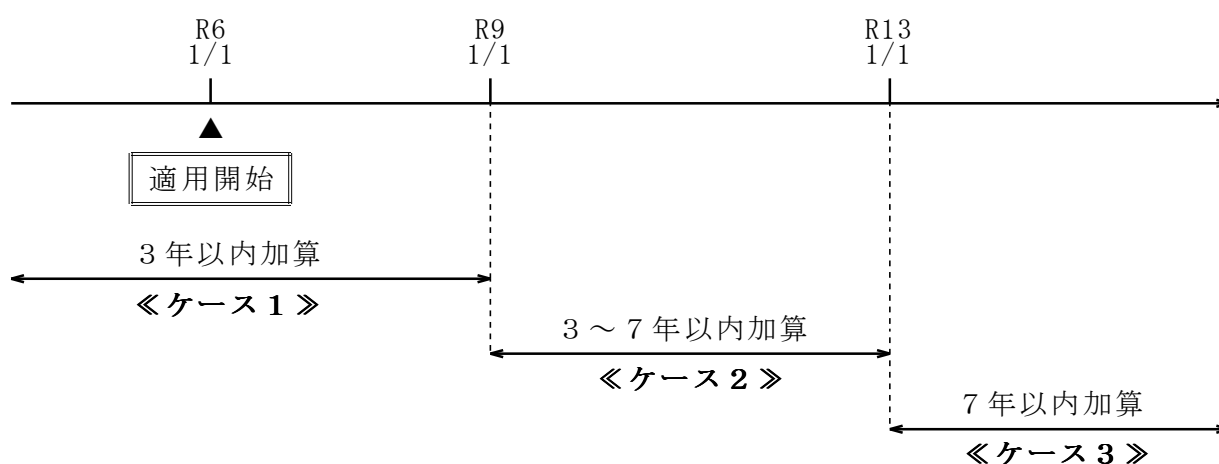
令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続又は遺贈（死因贈与及びその相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で「相続時精算課税の選択（相法21の9③）」の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。以下同じ。）により財産を取得する者については、上記(3)の「適用関係（令和5年改正法附則19①）」の規定にかかわらず、上記(2)の「暦年課税における相続開始前贈与の加算の見直し（相法19①）」規定が適用されます。この場合において、「7年」とあるのは、「3年」とされます（令和5年改正法附則19②）。

なお、令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る前述した2の「暦年課税における相続開始前贈与の加算の見直し（相法19①）」の規定の適用については、「その相続の開始前7年以内」とあるのは、

「令和6年1月1日からその相続の開始の日までの間」とされます（令和5年改正法附則19③）。

つまり、「暦年課税における相続開始前贈与の加算の見直し（相法19①）」の規定の適用は、令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。また、その相続前贈与の加算期間は、令和9年1月1日以降順次延長することとされ、加算期間が7年となるのは令和13年1月1日以降とされます。

図表Ⅱ－4 暦年課税における相続開始前贈与の加算の見直し



《ケース1》令和8年7月1日死亡の場合は、令和5年7月1日以降に受けた贈与（3年間）が加算対象とされます。

《ケース2》令和10年1月1日死亡の場合は、令和6年1月1日以降に受けた贈与（注）（4年間）が加算対象とされます。

（注）令和6年1月1日から死亡日までの贈与

《ケース3》令和13年7月1日死亡の場合は、令和6年7月1日以降に受けた贈与（7年間）が加算対象とされます。

(5) 相続開始前贈与の加算の適用を贈与

① 暦による期間の計算

民法における「暦による期間の計算（民法143）」の規定は、次のとおりとされています。

イ 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算します。

ロ 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了します。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了します。

② 期間の計算

国税に関する法律において日、月又は年をもって定める期間の計算は、次に定めるところにります（通則法10①）。

イ 期間の初日は、算入しません。ただし、その期間が午前零時から始まるとき又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 期間を定めるのに月又は年をもってしたときは、暦に従います。

ハ 上記以外の場合において、月又は年の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了します。ただし、最後の月にその相当する日がないときは、その月の末日に満了します。

③ 経過措置の期間の計算

加算対象贈与財産及び加算対象贈与財産のうち「相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産」は、相続又は遺贈により財産を取得した者に係る次に掲げる日の区分に応じ、これらの財産ごとにそれぞれに掲げる期間において贈与により取得した財産とされます（法19①、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則19①～③、相基通19-2）。

図表Ⅱ-5 経過措置の期間の計算

相続又は遺贈により財産を取得した日	加算対象贈与財産に係る期間	
		「相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産」に係る期間
令和6年1月1日から 令和8年12月31日まで	相続の開始の日から遡って 3年目の応当日からその相続の開始の日までの間	
令和9年1月1日から 令和12年12月31日まで	令和6年1月1日から相続の開始の日までの間	令和6年1月1日から、相続の開始の日から遡って3年目の応当日の前日までの間(注)
令和13年1月1日以後	相続の開始の日から遡って 7年目の応当日からその相続の開始の日までの間	相続の開始の日から遡って7年目の応当日から、その相続の開始の日から遡って3年目の応当日の前日までの間

(注) 相続又は遺贈により財産を取得した日が令和9年1月1日である場合においては、その相続に係る「相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産」に係る期間はないこととされます。

(6) 相続の放棄等をした者がその相続の加算対象期間内に贈与を受けた財産

「暦年課税における相続開始前贈与の加算（相法19①）」の規定により相続税の課税価格に加算される相続開始前7年以内（以下「加算対象期間」といいます。）の贈与財産は、相続又は遺贈により財産を取得した者が加算対象期間内に被相続人から贈与により取得した財産とされています。そこで、加算対象期間内に被相続人からの贈与により財産を取得した者（その被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者を除きます。）がその被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合においては、その者については、「暦年課税における相続開始前贈与の加算（相法19①）」の規定の適用がないこととされます。

また、相続時精算課税適用者については、その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合であっても、「相続税の課税価格への加算の対象となる財産（相法21の16①）」の規定(注)により、相続時精算課税適用者が、相続時精算課税の選択に係る前年度より前に特定贈与者から財産の贈与を受けていたときには、「暦年課

税における相続開始前贈与の加算（相法19①）」の規定の適用があることとされますので留意して下さい（相基通19－3）。

なお、「相続又は遺贈により財産を取得した場合」には、生命保険金及び退職手当金などの相続又は遺贈により財産を取得したものとみなされる場合も含まれます。

(注) 相続税の課税価格への加算の対象となる財産（相法21の16①）

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、その特定贈与者からの贈与により取得した財産で相続時精算課税制度の規定の適用を受けるものをその特定贈与者から相続（相続時精算課税制度適用者がその特定贈与者の相続人以外の者である場合には遺贈）により取得したものとみなして相続税の課税価格が計算されます（相法21の16①）。

(7) 加算対象期間内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者である場合にいては、その者については、相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって相続税の課税価格とされます（相法11の2①）。この場合において、「相続税の課税価格への加算の対象となる財産（相法21の16①）」の規定により相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は、贈与税の課税価格の基礎に算入されるものに限定されています。

また、贈与税の居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者が贈与により法施行地外にある財産を取得した場合には、その財産の価額は贈与税の課税価格に算入されないことされています（相法21の2②）。そこで、その贈与をした者の相続の開始に係る相続税の課税価格の計算におけるその財産の価額については、その贈与を受けた者がその相続の開始の時に相続税の居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者であっても、「暦年課税における相続開始前贈与の加算（相法19①）」の規定の適用はないこととされます（相基通19－4）。

(8) 債務の通算

債務控除は、相続、包括遺贈又は被相続人から相続人に対する遺贈により取得した財産の価額から控除することとされています（相法13①②）。そこで、債務の額を、相続又は包括遺贈若しくは被相続人からの相続人に対する遺贈により取得した財産の価額から控除してもなお控除しきれない不足額があった場合には、加算対象贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算した場合においても、その加算した財産の価額から控除することができません（相基通19－5）。

《ケース》

- ① 相続財産の価額 30,000千円
- ② 債務控除の金額 35,000千円
- ③ 差引金額 ①－②＝△ 5,000千円 → 0円
- ④ 加算対象贈与財産の価額 2,000千円
- ⑤ 相続税の課税価格 ③＋④＝2,000千円

(9) 「課せられた贈与税」の意義

「相続税の課税価格への加算の対象となる財産（相法21の16①）」に規定する「課

せられた贈与税」には、加算対象贈与財産に対して課されるべき贈与税（「贈与税についての更正又は決定等の期間制限の特則（相法37①②）」の規定による更正又は決定をすることができなくなった贈与税を除きます。）も含まれるものとされます。

なお、「相続税の課税価格への加算の対象となる財産（相法21の16①）」の規定の適用により相続税の課税価格に加算される相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産の価額が零となる場合であっても、その財産に係る贈与税は、「課せられた贈与税」に含まれることとされます（相基通19-6）。

(10) 相続税額から控除する贈与税額の計算

「相続税の課税価格への加算の対象となる財産（相法21の16①）」の規定の適用がある者の相続税額から控除する贈与税額の算出方法は、次に掲げるとおりとされます（相基通19-7）。

〔算式〕 相続税額から控除する贈与税額の計算

$$A \times \frac{C}{B} = \times \times \times$$

A；その年分の贈与税額（相続時精算課税制度により計算される贈与税額がある場合には、当該贈与税額を除きます。）

B；その年分の贈与税の課税価格（特定贈与財産（相法19①）及び相続時精算課税の適用を受ける財産がある場合には、その価額を控除した後の課税価格）

C；その年中の贈与により取得した財産の価額の合計額のうち「暦年課税における相続開始前贈与の加算（相法19①）」の規定により相続税の課税価格に加算された部分の金額額（その財産のうち相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産にあっては、その財産の価額の合計額から100万円を控除する前のその財産の価額）

第2章 相続時精算課税制度のしくみ

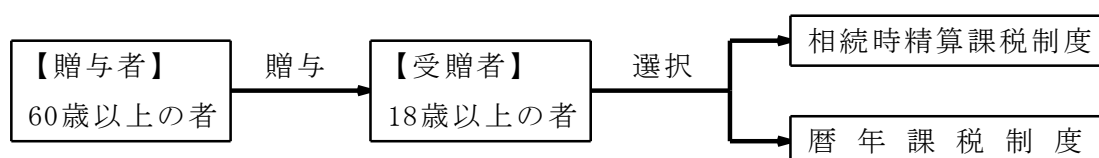
I 適用対象者

1 贈与者及び受贈者の範囲

相続時精算課税制度の適用対象となる贈与者は、贈与の年の1月1日において60歳以上の者（平成27年12月31日以前により贈与により財産を取得した者については、65歳以上とされます。以下同じ）、受贈者は贈与の年の1月1日において18歳以上の者（令和4年3月31日以前により贈与により財産を取得した者については、20歳以上とされます。以下同じ）で贈与をした者の直系尊属である推定相続人（代襲相続を含みます。）とされます（相法21の9①④、措法70の2の6①②）。

なお、受贈者が外国に居住している場合でも、適用要件を満たしているときは、相続時精算課税の適用を受けることができます（相法21の9①）。

図表 I - 1 贈与者及び受贈者の範囲

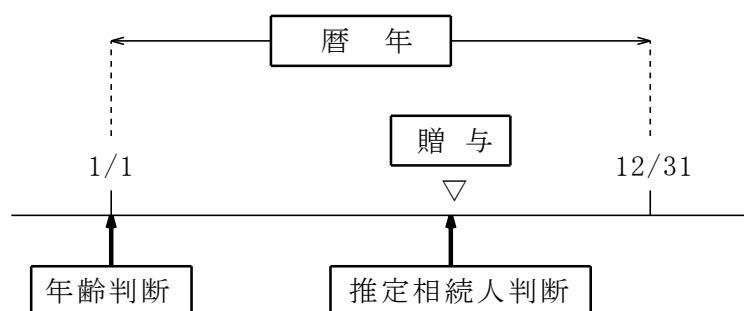


2 推定相続人とは

贈与をした者の推定相続人とは、その贈与をした日現在においてその贈与をした者の優先順位の相続権（代襲相続権を含みます。）を有する者をいい、推定相続人であるかどうかは贈与の日において判定することとされます（相基通21の9-1）。

なお、贈与者及び受贈者の年齢は、贈与を受けた年の1月1日で判定されますので、贈与の年中に対象年齢に達する者は適用できません。

図表 I - 2 受贈者の判定時期



3 養子・代襲相続人の取扱い

その年1月1日において18歳以上の者が同日において60歳以上の者から贈与により財産を取得した場合において、その受贈者が、その年の中途において、その贈与者の養子となったことその他の事由により、その贈与者の推定相続人となったとき（配偶者となったときを除きます。）には、推定相続人となった時前にその者から贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税制度により計算することとなります（相法21の9④、相基通21の9-4）。また、年の中途において贈与をした者の推定相続人となり、相続

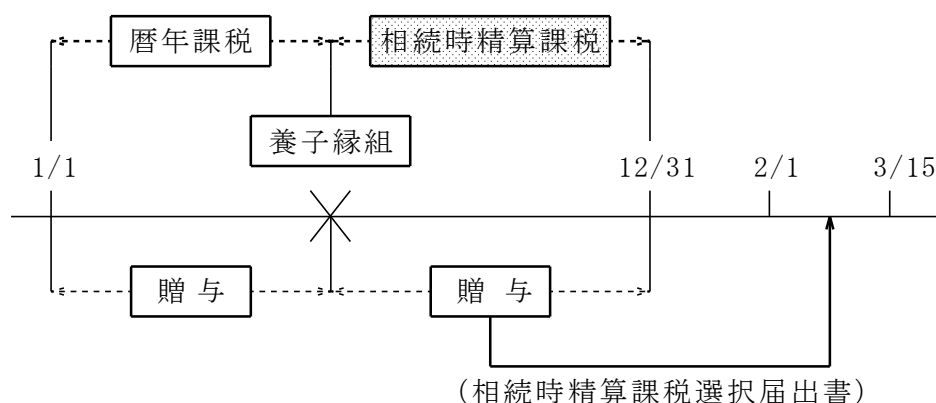
時精算課税制度の規定の適用を受ける場合においても、その年分の相続時精算課税に係る基礎控除の額は、110万円（同一年中において2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、特定贈与者ごとに「特定贈与者が2人以上ある場合における相続時精算課税に係る基礎控除の額（相基通21の11の2-2）」の定めにより計算した金額）とされます（相基通21の9-4（注）2）。

そこで、①その年の中途において、①その贈与者の養子になったこと、②認知を受けたこと、③孫がその親の死亡により代襲相続人の資格を有することとなったことになったこと等の事由により、その贈与者の推定相続人となった場合には、その推定相続人となった時前に贈与者からの贈与により取得した財産及びその推定相続人となった年の1月1日において18歳未満であった場合には、相続時精算課税制度の適用はありません。

ただし、贈与後に養子縁組を解消した場合であっても、相続時精算課税選択届出書を提出して相続時精算課税制度の適用を選択したときは、その後において贈与により取得した財産については、相続時精算課税制度の対象とされます（相法21の9⑤）。

また、直系卑属である推定相続人には、卑属でない配偶者は含まれませんが、代襲相続人は含まれます（民法887）。

《ケース》推定相続人の養子縁組後、相続時精算課税選択届出書を提出した場合

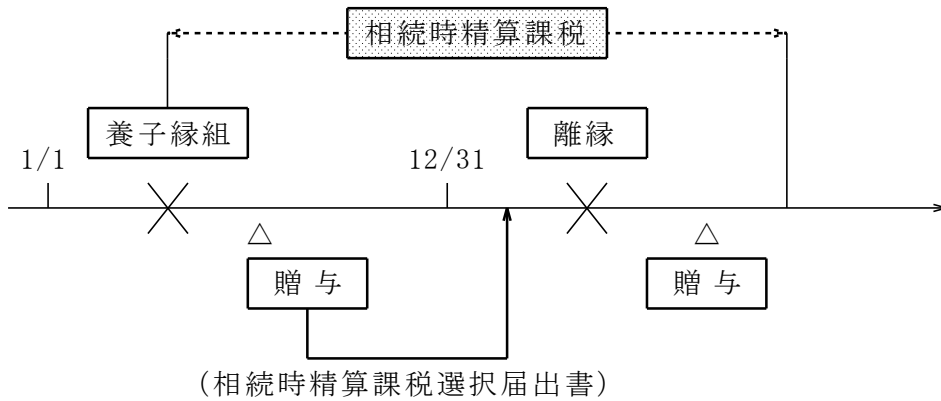


4 特定贈与者の推定相続人でなくなった場合の継続適用

相続時精算課税適用者が、相続時精算課税選択届出書に係る特定贈与者の推定相続人でなくなった場合においても、その特定贈与者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税制度の適用関係は継続することとされます（相法21の9⑤）。この規定は、相続時精算課税制度における精算義務を残すことによって、贈与段階の課税のみで済ませようとする租税回避行為を排除するという趣旨によります。

そこで、前述した3において、贈与後に養子縁組を解消した場合であっても、相続時精算課税選択届出書を提出して相続時精算課税制度の適用を選択したときは、その後において贈与により取得した財産については、相続時精算課税制度の対象とされます。

《ケース》離縁後、贈与があった場合



5 受贈者の選択単位

相続時精算課税制度の適用対象となる受贈者は、18歳以上の者である推定相続人であるため、その人数などに特に制限なく実子及び養子に適用が認められています。

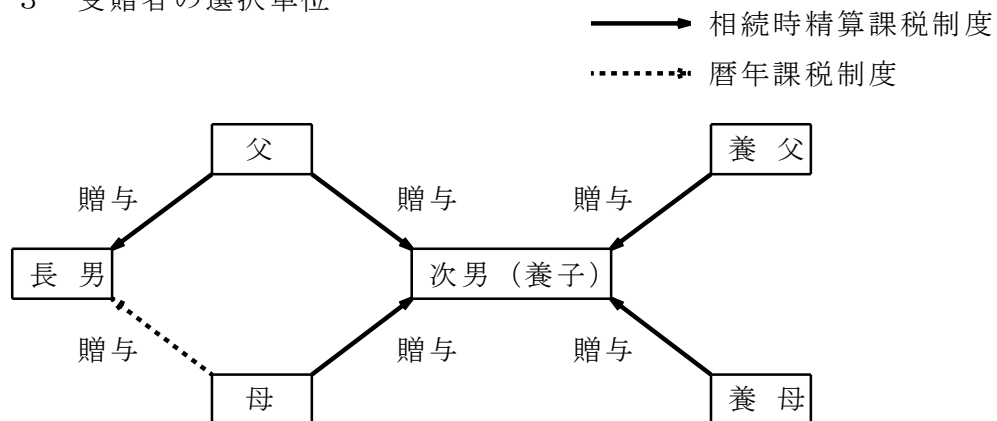
相続時精算課税制度の選択は、受贈者である兄弟姉妹が、それぞれ贈与者である父又は母ごとに選択することができます（相法21の9①）。

そこで、養子は養親との間で親子関係があるとともに実父母との間でも親子関係があるため、養父と養母、実父と実母のそれぞれから相続時精算課税制度による財産の贈与を受けることができます。

例えば、図表 I - 3 における相続時精算課税制度の選択単位としては、長男については、父から受けた贈与については相続時精算課税制度の適用を受け、母から受けた贈与については暦年課税制度の適用を受けることができます。そこで、養子となっている次男については、父、母、養父及び養母ごとにその選択肢があるため、それぞれ2,500万円ずつ贈与を受けてもその贈与すべてについて相続時精算課税制度を選択すれば10,000万円まで贈与税はかかりません。

ただし、相続時精算課税制度を選択すれば2,500万円まで贈与税が非課税となるのではなく、相続開始の時に贈与時の時価で相続財産に合算して課税されることとなるので、相続開始の時まで「課税の繰り延べとしての生前贈与）」と考えられます。

図表 I - 3 受贈者の選択単位



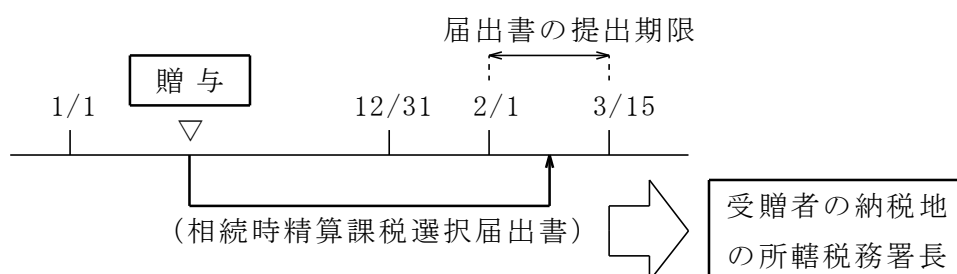
II 適用手続

1 相続時精算課税選択届出書の提出（相法21の9②，相令5①，相基通21の9-3）

相続時精算課税制度の適用を受けようとする受贈者は、その贈与者から最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに選択しようとする贈与をした者ごとに後述する2に掲げる事項を記載し、かつ、3に掲げる書類を添付した「相続時精算課税選択届出書」を「贈与税の申告書」に添付して納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（相法21の9②，相令5①）。この場合において、贈与により取得した財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする者は、その年分の贈与税の申告書の提出を要しない場合であっても、相続時精算課税選択届出書をその提出期限までに提出する必要があることに留意する必要があります。なお、この提出期限までに相続時精算課税選択届出書が提出されなかった場合には、相続時精算課税の適用を受けることができません。提出期限までに相続時精算課税選択届出書が提出されなかった場合における宥恕規定は設けられていません（相基通21の9-3）。また、相続時精算課税選択届出書のみをその提出期限までに提出した場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることから、例えば、贈与により財産を取得した者がこの規定に基づいてその提出期限までに相続時精算課税選択届出書のみを提出していた場合において、その贈与を受けた年分に係る贈与税についての期限後申告書を提出することとなった場合でも、引き続き相続時精算課税の適用を受けることができます（相基通21の9-3（註）2）。

贈与をした者又は受贈者が年の中で死亡した場合の取扱いは、後述する「Ⅲ 年の中で死亡した場合（P.23）」を参照して下さい。

図表Ⅱ-1 相続時精算課税選択届出書の提出



2 相続時精算課税選択届出書の記載事項

相続時精算課税選択届出書には、相続時精算課税制度の適用を受けようとする旨その他次に掲げる事項を記載します（相法21の9②，相規10①）。

- ① 相続時精算課税選択届出書を提出する受贈者の氏名、生年月日、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者、相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除等の規定の適用を受けるために相続時精算課税選択届出書を提出する者にあつては、氏名、生年月日、住所又は居所）並びに贈与をした者との続柄
- ② 上記①の贈与をした者の氏名、生年月日及び住所又は居所
- ③ 上記①の提出する者が年の中で死亡した場合において贈与をした者の推定相続人となった場合には、その推定相続人となった事由及びその年月日
- ④ 特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が相続時精算課税制度に係る基礎控除以下で贈与税の申告書を提出しない場合（相法28①）には、その旨

⑤ その他参考となるべき事項

3 相続時精算課税選択届出書の添付書類

相続時精算課税選択届出書には、相続時精算課税選択届出書の提出をする者の戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍の附票の写しその他の書類でその者の氏名、生年月日及びその者が18歳に達した時以降の住所又は居所並びにその者がその者に係る贈与をした者の推定相続人に該当することを証する書類を添付しなければなりません（相令5②，相規11①）。

4 相続時精算課税選択届出書の効力（相法21の9③⑥）

相続時精算課税選択届出書に係る贈与をした者からの贈与により取得する財産については、その届出書に係る年分以後、相続時まで継続して相続時精算課税制度が適用されます（相法21の9③）。

また、相続時精算課税選択届出書を提出した者（以下「相続時精算課税適用者」といいます）は、「相続時精算課税選択届出書」を撤回することができません（相法21の9⑥）。

そこで、相続時精算課税制度の選択は、前述した図表I-3のとおり受贈者である兄弟姉妹が、それぞれ贈与者である父又は母ごとに選択しますが、いったん相続時選択課税制度を選択適用すればその贈与者からの贈与については、暦年課税制度の適用を受けられなくなりますので留意して下さい。

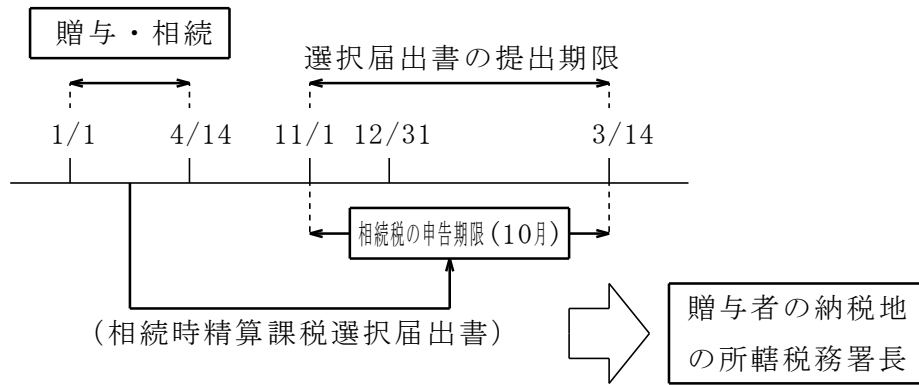
III 年の中途で死亡した場合

1 贈与者が贈与した年中に死亡した場合

贈与をした者が年の中途で死亡した場合には、「相続時精算課税選択届出書」の提出は、受贈者の住所地の所轄税務署長（前述したII 1参照）ではなく、その贈与をした者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に行うこととされます（相令5③，相基通21の9-2）。

この場合において、贈与税の申告書の提出期限までにその贈与をした者の「相続税の申告期限」が到来するときは、「相続時精算課税選択届出書」の提出は、その相続税の申告期限まで行うこととされます。この場合において、贈与をした者の死亡に係る「相続税の申告書」を提出することとなる場合には、「相続時精算課税選択届出書」の提出は、相続税の申告書に添付して行うこととされます（相令5④）。

図表Ⅲ－１ 贈与税の申告書の提出期限までに相続税の申告期限が到来する場合



2 受贈者が贈与を受けた年中に死亡した場合

贈与により財産を取得した者（以下この項目において「被相続人」という）が相続時精算課税の適用を受けることができる場合に、被相続人が相続時精算課税選択届出書の提出期限前にその届出書を提出しないで死亡したときは、被相続人の相続人（その贈与をした者を除きます）は、その相続開始があったことを知った日の翌日から10月以内に、相続時精算課税選択届出書をその被相続人の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができます（相法21の18①）。

また、上記規定により相続時精算課税選択届出書を提出した相続人は、被相続人が有することとなる相続時精算課税制度の適用を受けることに伴う納税に係る権利又は義務を承継します（相法21の18②）。

3 相続時精算課税選択届出書の提出先及び提出期限

贈与者が贈与をした年の中途において死亡した場合又は贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書の提出期限前に当該相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した場合において、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるために提出する相続時精算課税選択届出書の提出先及び提出期限は、図表Ⅲ－１に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるとおりとされます（相規通21の9－2）。

図表Ⅲ－２ 相続時精算課税選択届出書の提出先及び提出期限

区 分		提出先	提出期限
贈与者が贈与をした年の中 途で死亡した 場合(注)	受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限（相法28①②）以前にその贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（相法27①②）が到来するとき	その贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長	その贈与者に係る相続税の申告書の提出期限
	贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（相法27①②）前に受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限（相法28①②）が到来するとき		その受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限
贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書の提出期限前にその届出書を提出しないで死亡した場合（上記に該当する場合を除く。）		その受贈者に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長	その受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限

(注) 相続時精算課税選択届出書に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しません。

Ⅳ 適用対象となる贈与財産等

1 適用対象となる贈与

相続時精算課税制度の適用を受けることができる贈与には要件が設けられていません（相法21の10）。

そこで、贈与回数、頻度、適用を受けた最初の贈与からの期間の制限もありませんので、特定贈与者の相続開始までの間に行われた贈与（死因贈与及び遺贈は除きます。）が適用対象とされます。

なお、民法上の贈与契約に当たらない資産の移転及び経済的利益の付与であっても、次に掲げる相続税法上のみなし贈与は、相続時精算課税制度の適用適用対象とされますので留意して下さい。

- ① 贈与により取得したものとみなす場合（相法5）
- ② 贈与により取得したものとみなす定期金（相法6）
- ③ 贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合（相法7）
- ④ 免除を受けた債務（相法8）
- ⑤ その他の利益の享受（相法9）

2 適用対象となる贈与財産

相続時精算課税制度の適用対象とされる贈与財産の種類及び金額には、制限は設けられていません（相法21の10）。

そこで、有形・無形資産を問わず、民法上又は相続税法上の贈与契約の対象となった

財産について、相続時精算課税制度の適用対象とされます。

相続時精算課税制度の選択の判断ポイントとして、贈与する財産及びそのタイミングは、今後の経済情勢及び評価損益などを見極めた上で慎重に行う必要があるでしょう。

V 贈与税額の計算

1 相続時精算課税制度に係る贈与税の課税価格

相続時精算課税適用者が、相続時精算課税選択届出書に係る贈与をした特定贈与者から贈与により取得した財産については、他の者から取得した贈与財産と区分して、特定贈与者ごとにその年中において取得した贈与財産の価額の合計額が贈与税の課税価格とされます（相法21の10, 21の11, 22）。

また、課税価格の計算に当たっては、次に掲げる贈与税の非課税とされる規定の適用があるものは除かれます。

- ① 贈与税の非課税財産（相法21の3）
- ② 特定障害者に対する贈与税の非課税（相法21の4）
- ③ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2①）
- ④ 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2の2①）
- ⑤ 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2の3①）

2 相続時精算課税制度に係る贈与税の特別控除

(1) 特別控除の考え方

平成26年12月31日前における相続税の基礎控除額は、5,000万円に法定相続人1人当たり1,000万円を加えた金額とされ、法定相続人の数は平均3.6人程度で、法定相続人1人当たりで割ると2,300万円程度とされていました。「贈与税の特別控除の枠を2,500万円にすれば、相続税の基礎控除枠とも釣り合いが取れる（平成15年度政府税制調査会答申：平成15年6月17日）」とされており、親が子に2,500万円を特別控除枠を使って生前贈与を行うとすれば、暦年課税方式では20年以上かかる生前贈与を相続時精算課税制度を選択すれば一括贈与が可能となり、高齢世代から現役世代への資産移転を促し、経済活性化につながるとの考え方により創設されました。

(2) 相続時精算課税制度に係る贈与税の特別控除

相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の控除後の贈与税の課税価格から、それぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額が控除されます（相法21の12①, 相規12①）。

- ① 2,500万円（既にこの特別控除額の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）
- ② 特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の控除後の贈与税の課

税価格

(3) 特別控除を適用する場合の申告要件

上記(2)に掲げる相続時精算課税制度に係る贈与税の特別控除は、贈与税の期限内申告書の提出がない限り適用されません。

また、贈与税の期限内申告書の提出がされなかった場合における宥恕規定はありませんので留意して下さい（相基通21の12-1）。

(4) 繰越特別控除が変動した場合の修正申告

相続時精算課税制度に係る贈与税の特別控除は、贈与税の期限内申告書に①特別控除を受ける金額、②既に特別控除額の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額、③特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の控除後の贈与税の課税価格、その他必要事項の記載がある場合に限り適用されます（相法21の12②，相規12①）。

また、必要事項の記載がない贈与税の期限内申告書の提出があった場合において、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると税務署長が認めるときは、その記載をした書類の提出があった場合に限り、特別控除をすることができます（相法21の12③）。

そこで、贈与税の期限内申告書を提出した者（その相続人その他その提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含みます。以下「更正の請求（通則法23①②）」においても同じ。）は、先の期限内申告書に記載した前述した②に掲げる「既に特別控除額の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額」が過大である場合には、修正すべき贈与税の特別控除を修正する贈与税の修正申告書を税務署長に提出することができます（通則法26(3)，19①）。

(5) 相続時精算課税制度に係る贈与税の税率

相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者ごとに相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の控除後の上記(1)及び(2)により計算された贈与税の課税価格にそれぞれ20%の税率を乗じて計算した金額とされます（相法21の13）。

なお、相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者以外の者から暦年課税制度により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、その贈与財産の価格から基礎控除110万円を控除し、贈与税の累進税率を乗じて計算されます。

図表 V-1 贈与税の計算方法

相続時精算課税制度に係る贈与税額	=	<table border="1"><tr><td>贈与財産の 価額の合計額</td><td>-</td><td>基礎控除 (110万円)</td><td>-</td><td>相続時精算課税 に係る特別控除</td></tr></table>	贈与財産の 価額の合計額	-	基礎控除 (110万円)	-	相続時精算課税 に係る特別控除	×	20%
贈与財産の 価額の合計額	-	基礎控除 (110万円)	-	相続時精算課税 に係る特別控除					
暦年課税制度に係る贈与税額	=	<table border="1"><tr><td>贈与財産の 価額の合計額</td><td>-</td><td>基礎控除 (110万円)</td></tr></table>	贈与財産の 価額の合計額	-	基礎控除 (110万円)	×	贈与税の累進税率		
贈与財産の 価額の合計額	-	基礎控除 (110万円)							

《ケース1》特定贈与者から相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除相当額の財産の贈与を受けた場合

子A（25歳）が父（65歳）から110万円の贈与を受け、相続時精算課税制度の適用を受ける場合の納付すべき贈与税額を教えてください。

- (1) 相続時精算課税制度に係る贈与税の課税価格

$$110\text{万円} - (\text{注})110\text{万円} = 0\text{円}$$

- (注) 相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除

$$110\text{万円} \geq 110\text{万円} \quad \therefore 110\text{万円}$$

- (2) 納付すべき贈与税額

0円

《ケース2》特定贈与者から財産の贈与を受けた場合

子A（25歳）が父（65歳）から2,000万円の贈与を受け、相続時精算課税制度の適用を受ける場合の納付すべき贈与税額を教えてください。

- (1) 相続時精算課税制度に係る贈与税の課税価格

$$2,000\text{万円} - 110\text{万円}(\text{注1}) - 1,890\text{万円}(\text{注2}) = 0\text{円}$$

- (注1) 相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除

$$2,000\text{万円} > 110\text{万円} \quad \therefore 110\text{万円}$$

- (注2) 相続時精算課税制度に係る特別控除

- ① 基礎控除後の贈与税の課税価格

$$2,000\text{万円} - 110\text{万円} = 1,890\text{万円}$$

- ② 繰越特別控除額

$$2,500\text{万円}$$

- ③ 特別控除額

$$1,890\text{万円} < 2,500\text{万円} \quad \therefore 1,890\text{万円}$$

- (2) 納付すべき贈与税額

0円

《ケース3》特定贈与者から財産の贈与を受けた場合

《ケース2》において、その翌年に子A（25歳）が父（65歳）から1,000万円の贈与を受ける場合の納付すべき贈与税額を教えてください。

- (1) 相続時精算課税制度に係る贈与税の課税価格

$$1,000\text{万円} - 110\text{万円}(\text{注1}) - 610\text{万円}(\text{注2}) = 280\text{万円}$$

- (注1) 相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除

$$1,000\text{万円} > 110\text{万円} \quad \therefore 110\text{万円}$$

- (注2) 相続時精算課税制度に係る特別控除

- ① 基礎控除後の贈与税の課税価格

$$1,000\text{万円} - 110\text{万円} = 890\text{万円}$$

- ② 繰越特別控除額

$$2,500\text{万円} - 1,890\text{万円} = 610\text{万円}$$

③ 特別控除額

$$610万円 < 2,500万円 \quad \therefore 610万円$$

(2) 納付すべき贈与税額

$$280万円 \times 20\% = 56万円$$

《ケース4》複数の特定贈与者から財産の贈与を受けた場合

子A（25歳）が父（65歳）から2,610万円、母（63歳）から2,610万円の贈与を受け、それぞれの受贈財産について相続時精算課税制度の適用を受ける場合の納付すべき贈与税額を教えてください。

(1) 相続時精算課税制度に係る贈与税の課税価格

① 父から受贈財産

$$2,610万円 - 55万円(注1) - 2,500万円(注2) = 55万円$$

(注1) 相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除

$$110万円 \times \frac{2,610万円}{2,610万円 + 2,610万円} = 55万円$$

(注2) 相続時精算課税制度に係る特別控除

イ 基礎控除後の贈与税の課税価格

$$2,610万円 - 55万円 = 2,610万円$$

ロ 繰越特別控除額

$$2,500万円$$

ハ 特別控除額

$$2,610万円 < 2,500万円 \quad \therefore 2,500万円$$

② 母から受贈財産

$$2,610万円 - 55万円(注1) - 2,500万円(注2) = 55万円$$

(注1) 相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除

$$110万円 \times \frac{2,610万円}{2,610万円 + 2,610万円} = 55万円$$

(注2) 相続時精算課税制度に係る特別控除

イ 基礎控除後の贈与税の課税価格

$$2,610万円 - 55万円 = 2,610万円$$

ロ 繰越特別控除額

$$2,500万円$$

ハ 特別控除額

$$2,610万円 < 2,500万円 \quad \therefore 2,500万円$$

(2) 納付すべき贈与税額

① 父から受贈財産

$$55万円$$

② 母から受贈財産

$$55万円$$

$$\textcircled{3} \quad (\textcircled{1} + \textcircled{2}) \times 20\% = 22 \text{万円}$$

《ケース5》特定贈与者及び特定贈与者以外の者から財産の贈与を受けた場合

子A（25歳）が父（65歳）から5,000万円、母（63歳）から300万円の贈与を受け、父からの受贈財産について相続時精算課税制度の適用を受ける場合の納付すべき贈与税額を教えてください。

(1) 相続時精算課税制度に係る贈与税の課税価格

$$5,000 \text{万円} - 110 \text{万円} (\text{注1}) - 2,500 \text{万円} (\text{注2}) = 2,390 \text{万円}$$

(注1) 相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除

$$5,000 \text{万円} > 110 \text{万円} \quad \therefore 110 \text{万円}$$

(注2) 相続時精算課税制度に係る特別控除

① 基礎控除後の贈与税の課税価格

$$5,000 \text{万円} - 110 \text{万円} = 4,890 \text{万円}$$

② 繰越特別控除額

$$2,500 \text{万円}$$

③ 特別控除額

$$4,890 \text{万円} < 2,500 \text{万円} \quad \therefore 2,500 \text{万円}$$

(2) 暦年課税制度に係る課税価格

$$300 \text{万円} - 110 \text{万円} (\text{贈与税の基礎控除}) = 190 \text{万円}$$

(3) 納付すべき贈与税額

① 相続時精算課税制度に係る贈与税額

$$2,390 \text{万円} \times 20\% = 478 \text{万円}$$

② 暦年課税制度に係る贈与税額

$$190 \text{万円} \times 10\% = 19 \text{万円}$$

③ ① + ② = 497万円

3 連帯納付の義務の概要

相続税又は贈与税の納付義務は、原則として相続、遺贈又は贈与により財産を取得した者が負うこととされています。ただし、納付義務をこれらの者のみに限定すると国税債権の確保の見地から適当ではないとする見地から、相続税法においては、連帯納付義務が規定されています。

なお、連帯納付義務は、次に掲げるとおりとされます。

① 相続税についての共同相続人相互間における連帯納付義務

同一の被相続人から相続又は遺贈（相続時精算課税の規定の適用を受ける財産に係る贈与を含みます。以下同じ。）により財産を取得した全ての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責任があります（相法34①）。

② 被相続人の納税義務を承継した者相互間における連帯納税義務

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者は、その被相続人に係る相続税又は贈与税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当

する金額を限度として、互いに連帯納付の責任があります（相法34②）。

③ 相続又は遺贈により受けた利益の価額の意義

前述したとおり、連帯納付義務においては、それぞれの責任の限度額が定められています。このうち、①及び②の責任限度額は、「相続又は遺贈により受けた利益の価額」とは、相続又は遺贈（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与を含みます。）により取得した財産の価額（非課税財産の価額を含みます。）から債務控除の額（相法13①）並びに相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税額及び登録免許税額を控除した後の金額と規定されており、連帯納付義務に基づく負担額が相続又は遺贈により受けた利益の額を超えないこととされています。つまり、自己の固有財産を持ち出して連帯納付の責任は生じないこととされています（相基通34-1）。

また、相続又は遺贈により取得した財産が相続時精算課税の適用を受ける財産である場合には、その財産の贈与の時における価額（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除をする前の価額）となりますので留意して下さい（相基通34-1（注））。

おわりに

相続時精算課税制度は、相続税の基礎控除額を縮小して生前贈与の際にも使えるようにして高齢世代から現役世代へ財産を円滑に移し、消費や投資の活性化につなげるという経済活性化策として創設されたものです。

しかし、現在新聞を賑わせている記事を見ると、医療費の負担率増加、遺族年金・失業等給付金の課税化、老年者控除の廃止、相続税の基礎控除額の縮小及び消費税の税率アップなど高齢者の懐に直接関わる制度を強化するものが多く見られます。倒産、リストラ、賃金カットなど先行き不安定な経済状況の中で、高齢者が安心して次世代に財産を贈与できるような「医・食・住」の環境整備を進めていくことが大切であると思えます。

第3章 相続時精算課税制度と暦年課税制度との税負担の比較

I 相続時精算課税制度の選択の判断ポイント

相続対策としての「生前贈与の活用」は、後継者への財産移転として最も確実な方法と考えられます。税負担を考慮して、暦年課税制度と相続時精算課税制度のどちらの制度が有利であるかを判断する必要があります。

60歳以上の親又は祖父母から18歳以上の子又は孫に生前贈与する場合には、相続時精算課税制度（基礎控除110万円・特別控除2,500万円・税率20%）と暦年課税制度（基礎控除110万円・累進税率）の選択が可能とされています。

これら制度の選択適用を行う際には、次の判断ポイントにより贈与税及び相続税の税負担の有利・不利の判断を検討しながら、贈与財産の種類や金額、贈与回数を決定すべきでしょう。

《相続時精算課税制度を選択した場合》

- ① 相続時精算課税制度選択届出書を提出するとその選択の撤回はできないため、その後の同一の贈与者からの贈与は、原則としてすべて相続財産に加算されます。
- ② 各年ごとに課税価格から相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除110万円を控除すること可能とされます。
- ③ 相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除は、相続税の課税価格への加算対象とされません。
- ④ 相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除を超える贈与金額は、課税価格から贈与税の特別控除2,500万円を控除することが可能とされます。
- ⑤ 贈与税の特別控除を超える贈与金額に対して税率20%による贈与税が課税されることとされます。
- ⑥ 課税された贈与税は、納付すべき相続税から控除することが可能とされます。

《暦年課税制度を選択した場合》

- ① 相続時精算課税制度を選択しない場合には、暦年課税制度が適用されることとなり、各年ごとに課税価格から贈与税の基礎控除額110万円を控除すること可能とされます。
- ② 贈与税の基礎控除を超える贈与金額に対して累進税率による贈与税が課税されることとされます。
- ③ 相続開始前7年以内の贈与部分があれば、その価額が相続財産に加算（相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）されることとされます。
- ④ 課税された贈与税は、納付すべき相続税から控除することが可能とされます。

そこで、これらの判断ポイントを踏まえて、相続時精算課税制度を選択した場合と暦年

課税制度を選択した場合における贈与時の贈与税及び相続税の税負担を、ケースごとに分けて比較検討することとします。

なお、暦年課税における相続開始前贈与の加算は7年間とします。

《ケース1》

- ① 所有財産価額：3,700万円（うち生前2,500万円一括贈与）
- ② 相続財産価額：1,200万円（贈与後10年経過後に相続開始）
- ③ 法定相続人：子1人（相続税の基礎控除額は3,000万円+600万円×1人=3,600万円）

		相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与税	課税価格の計算	2,500万円－110万円（基礎控除）－2,390万円（特別控除）＝0円	2,500万円－110万円（基礎控除）＝2,390万円
	税額の計算	0円	2,390万円×45%－265万円＝810.5万円
相続税	課税価格の計算	1,200万円＋2,390万円（精算課税分）＝3,590万円	1,200万円
	税額の計算	3,590万円<3,600万円（基礎控除）∴0円	1,200万円<3,600万円（基礎控除）∴0円
税負担の合計額		0円	810.5万円

【実務上の留意点】

相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与税及び相続税の負担は0円となります。これに対して、暦年課税制度を選択した場合には、贈与税は基礎控除額110万円を超える贈与部分に対して810.5万円課税され、相続税は基礎控除3,600万円以内であるため0円となり、相続時精算課税制度を選択すれば有利となります。

そこで、相続時精算課税制度の利用は、相続税がかからない（相続財産価額と相続時精算課税における贈与財産の価額との合計額が相続税の基礎控除額以下）者について、基礎控除110万円控除及び特別控除額である2,500万円との合計額2,610万円までの多額の金銭等を早期に贈与する場合に有効活用できると考えられます。

《ケース2》

- ① 所有財産価額：1億円（うち生前毎年110万円を10年間贈与）
- ② 相続財産価額：8,900万円（最初の贈与後11年目に相続開始）
- ③ 法定相続人：子1人（相続税の基礎控除額は3,000万円+600万円×1人=3,600万円）

		相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与税	課税価格の計算	110万円－110万円（基礎控除）＝0円	110万円－110万円（基礎控除）＝0円
	税額の計算	0円	0円
相続税	課税価格の計算	8,900万円＋0円（精算課税分）＝8,900万円	8,900万円＋110万円×7年（7年以内贈与分）＝9,670万円
	税額の計算	8,900万円－3,600万円（基礎控除）＝5,300万円 5,300万円×30%－700万円＝890万円	9,670万円－3,600万円（基礎控除）＝6,070万円 6,070万円×30%－700万円＝1,121万円
税負担の合計額		890万円	1,121万円

【実務上の留意点】

相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与税は基礎控除及び特別控除の合計額の枠内であるため0円となりますが、相続税は890万円課税されます。これに対して、暦年課税制度を選択した場合には、各年の贈与税は0円となりますが、相続税は相続前7年以内の贈与を加味すると1,121万円となり、相続時精算課税制度を選択する方が有利となります。

そこで、相続時精算課税制度において連年贈与を行った場合には、各年の贈与税の基礎控除額110万円部分は、相続税の課税対象とならないため、相続税・贈与税を通じて暦年課税制度を選択するより税負担が少なくなる可能性があることに留意して下さい。

《ケース3》

- ① 所有財産価額：1億円（うち生前毎年260万円を10年間贈与）
- ② 相続財産価額：7,400万円（最初の贈与後11年目に相続開始）
- ③ 法定相続人：子1人（相続税の基礎控除額は3,000万円+600万円×1人=3,600万円）

		相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与税	課税価格の計算	260万円-110万円（基礎控除） =150万円 150万円×10年間≤2,500万円（特別控除） ∴ 0円	260万円-110万円（基礎控除） =150万円
	税額の計算	0円	150万円×10%×10年間=150万円
相続税	課税価格の計算	7,400万円+1,500万円（精算課税分）=8,900万円	7,400万円+260万円×7年（7年以内贈与分）=9,220万円
	税額の計算	8,900万円-3,600万円（基礎控除）=5,300万円 5,300万円×30%-700万円=890万円	9,220万円-3,600万円（基礎控除）=5,620万円 5,620万円×30%-700万円=986万円 986万円-15万円×7年=881万円
税負担の合計額		890万円	150万円+881万円=1,031万円

【実務上の留意点】

相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与税は基礎控除及び特別控除の合計額の枠内であるため0円となりますが、相続税は890万円課税されます。これに対して、暦年課税制度を選択した場合には、各年の贈与税は15万円（10年間で合計150万円）、相続税は相続前7年以内の贈与を加味すると881万円課税され、贈与税と相続税の税負担の合計は1,031万円となり、相続時精算課税制度を選択する方が有利となります。

そこで、相続時精算課税制度において連年贈与を行った場合には、各年の贈与税の基礎控除額110万円部分は、相続税の課税対象とならないため、相続税・贈与税を通じて暦年課税制度を選択するより税負担が少なくなる可能性があることに留意して下さい。

《ケース4》

- ① 所有財産価額：5億円（うち生前毎年260万円を10年間贈与）
- ② 相続財産価額：47,400万円（最初の贈与後11年目に相続開始）
- ③ 法定相続人：子1人（相続税の基礎控除額は3,000万円+600万円×1人=3,600万円）

		相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与税	課税価格の計算	260万円－110万円（基礎控除） ＝150万円 150万円×10年間≤2,500万円（特別控除）∴0円	260万円－110万円（基礎控除） ＝150万円
	税額の計算	0円	150万円×10%×10年間＝150万円
相続税	課税価格の計算	47,400万円＋1,500万円（精算課税分）＝48,900万円	47,400万円＋260万円×7年（7年以内贈与分）＝49,220万円
	税額の計算	48,900万円－3,600万円（基礎控除）＝45,300万円 45,300万円×50%－4,200万円＝18,450万円	49,220万円－3,600万円（基礎控除）＝45,620万円 45,620万円×50%－4,200万円＝18,610万円 18,610万円－15万円×7年＝18,505万円
税負担の合計額		18,450万円	150万円＋18,505万円＝18,655万円

【実務上の留意点】

相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与税は基礎控除及び特別控除の合計額の枠内であるため0円となりますが、相続税は18,450万円課税されます。これに対して、暦年課税制度を選択した場合には、各年の贈与税は15万円（10年間で合計150万円）、相続税は相続前7年以内の贈与を加味すると18,505万円課税され、贈与税と相続税の税負担の合計は18,655万円となり、相続時精算課税制度を選択する方が有利となります。

そこで、相続時精算課税制度において連年贈与を行った場合には、各年の贈与税の基礎控除額110万円部分は、相続税の課税対象とならないため、相続税・贈与税を通じて暦年課税制度を選択するより税負担が少なくなる可能性があることに留意して下さい。

《ケース5》

- ① 所有財産価額：10億円（うち生前毎年260万円を10年間贈与）
- ② 相続財産価額：97,400万円（最初の贈与後11年目に相続開始）
- ③ 法定相続人：子1人（相続税の基礎控除額は3,000万円+600万円×1人=3,600万円）

		相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与税	課税価格の計算	260万円-110万円（基礎控除） =150万円 150万円×10年間≤2,500万円（特別控除） ∴ 0円	260万円-110万円（基礎控除） =150万円
	税額の計算	0円	150万円×10%×10年間=150万円
相続税	課税価格の計算	97,400万円+1,500万円（精算課税分）=98,900万円	97,400万円+260万円×7年（7年以内贈与分）=99,220万円
	税額の計算	98,900万円-3,600万円（基礎控除）=95,300万円 95,300万円×55%-7,200万円=45,215万円	99,220万円-3,600万円（基礎控除）=95,620万円 95,620万円×55%-7,200万円=45,391万円 45,391万円-15万円×7年=45,286万円
税負担の合計額		45,215万円	150万円+45,286万円=45,436万円

【実務上の留意点】

相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与税は基礎控除及び特別控除の合計額の枠内であるため0円となりますが、相続税は45,215万円課税されます。これに対して、暦年課税制度を選択した場合には、各年の贈与税は15万円（10年間で合計150万円）、相続税は相続前7年以内の贈与を加味すると45,286万円課税され、贈与税と相続税の税負担の合計は45,436万円となり、暦年課税制度を選択する方が有利となります。

そこで、相続時精算課税制度において連年贈与を行った場合には、各年の贈与税の基礎控除額110万円部分は、相続税の課税対象とならないため、相続税・贈与税を通じて暦年課税制度を選択するより税負担が少なくなる可能性があることに留意して下さい。

《ケース6》

- ① 所有財産価額：10億円（うち生前毎年260万円を20年間贈与）
- ② 相続財産価額：94,800万円（最初の贈与後21年目に相続開始）
- ③ 法定相続人：子1人（相続税の基礎控除額は3,000万円+600万円×1人=3,600万円）

		相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与税	課税価格の計算	260万円-110万円（基礎控除） =150万円 150万円×20年間-2,500万円（特別控除）=500万円	260万円-110万円（基礎控除） =150万円
	税額の計算	500万円×20%×=100万円	150万円×10%×20年間=300万円
相続税	課税価格の計算	94,800万円+3,000万円（精算課税分）=97,800万円	94,800万円+260万円×7年（7年以内贈与分）=96,620万円
	税額の計算	97,800万円-3,600万円（基礎控除）=94,200万円 94,200万円×55%-7,200万円=44,610万円 44,610万円-100万円=44,510万円	96,620万円-3,600万円（基礎控除）=93,020万円 93,020万円×55%-7,200万円=43,961万円 43,961万円-15万円×7年=43,856万円
税負担の合計額		100万円+44,510万円=44,610万円	300万円+43,856万円=44,156万円

【実務上の留意点】

相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与税は500万円、相続税は44,510万円課税され、贈与税と相続税の税負担の合計額は44,610万円となります。これに対して、暦年課税制度を選択した場合には、各年の贈与税は15万円（20年間で合計300万円）、相続税は相続前7年以内の贈与を加味すると43,856万円課税され、贈与税と相続税の税負担の合計は44,156万円となり、暦年課税制度を選択する方が有利となります。

そこで、所有財産価額が10億円で生前毎年260万円を20年間贈与した場合には、暦年課税における相続前7年以内の贈与分の相続財産への加算を考慮しても相続税・贈与税を通じて暦年課税制度を選択した方が税負担が少なくなる可能性があることに留意して下さい。

《ケース7》

- ① 所有財産価額：3億円（うち生前1億円一括贈与）
 (注) 相続開始の時に生前贈与財産1億円が2億円に値上がりした場合
- ② 相続財産価額：2億円（贈与後10年経過後に相続開始）
- ③ 法定相続人：子1人（相続税の基礎控除額は3,000万円+600万円×1人=3,600万円）

		相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与税	課税価格の計算	10,000万円-110万円（基礎控除）-2,500万円（特別控除） =7,390万円	10,000万円-110万円（基礎控除） =9,890万円
	税額の計算	7,390万円×20%=1,478万円	9,890万円×55%-640万円 =4,799.5万円
相続税	課税価格の計算	20,000万円+9,890万円（精算課税分） =20,989万円	20,000万円
	税額の計算	20,989万円-3,600万円（基礎控除） =17,389万円 17,389万円×40%-1,700万円 =5,255.6万円 5,255.6万円-1,478万円（精算課税分） =3,777.6万円	20,000万円-3,600万円（基礎控除） =16,400万円 16,400万円×40%-1,700万円 =4,860万円
税負担の合計額		1,478万円+3,777.6万円 =5,255.6万円	4,799.5万円+4,860万円 =9,659.5万円
生前贈与しなかった場合の相続税		(30,000万円+10,000万円)-3,600万円（基礎控除） =36,400万円 36,400万円×50%-4,200万円 =14,000万円	

【実務上の留意点】

生前贈与した財産の評価額が相続開始時までには1億円上昇した時において相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与税は1,500万円、相続税は7,680万円課税され、贈与税と相続税の税負担の合計は9,180万円となります。これに対して、暦年課税制度を選択した場合には、贈与税は4,799.5万円、相続税は4,860万円課税され、贈与税と相続税の税負担の合計は9,659.5万円となります。

また、生前贈与しなかった場合には、値上がり分が相続税に上乗せされ、相続税は14,000万円となり、相続時精算課税制度を選択すればもっとも有利となります。

そこで、相続時精算課税制度を選択した場合、生前贈与した財産の評価額が相続開始時までには上昇すれば、値上がり分に対する相続税の負担を回避できることとなります。

また、相続開始時までには評価額が下落する可能性がある財産には相続時精算課税制度は選択すべきではありません。

《ケース 8》

- ① 所有財産価額：5億円（うち生前1億円一括贈与）
 (注) 相続開始の時に生前贈与財産1億円が2億円に値上がりした場合
- ② 相続財産価額：4億円（贈与後10年経過後に相続開始）
- ③ 法定相続人：子1人（相続税の基礎控除額は3,000万円+600万円×1人=3,600万円）

		相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与税	課税価格の計算	10,000万円-110万円（基礎控除）-2,500万円（特別控除）=7,390万円	10,000万円-110万円（基礎控除）=9,890万円
	税額の計算	7,390万円×20%=1,478万円	9,890万円×55%-640万円=4,799.5万円
相続税	課税価格の計算	40,000万円+9,890万円（精算課税分）=49,890万円	40,000万円
	税額の計算	49,890万円-3,600万円（基礎控除）=46,290万円 46,290万円×50%-4,200万円=18,945万円 18,945万円-1,478万円（精算課税分）=17,467万円	40,000万円-3,600万円（基礎控除）=36,400万円 36,400万円×50%-4,200万円=14,000万円
税負担の合計額		1,478万円+17,467万円=18,945万円	4,799.5万円+14,000万円=18,799.5万円
生前贈与しなかった場合の相続税		(50,000万円+10,000万円)-3,600万円（基礎控除）=56,400万円 56,400万円×50%-4,200万円=24,000万円	

【実務上の留意点】

生前贈与した財産の評価額が相続開始時までには1億円上昇した時において相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与税は1,478万円、相続税は17,467万円課税され、贈与税と相続税の税負担の合計は18,945万円となります。これに対して、暦年課税制度を選択した場合には、贈与税は4,799.5万円、相続税は14,000万円課税され、贈与税と相続税の税負担の合計は18,799.5万円となります。

また、生前贈与しなかった場合には、値上がり分が相続税に上乗せされ、相続税は24,000万円となり、暦年課税制度を選択すればもっとも有利となります。

そこで、多額の資産の保有者が暦年課税制度を選択した場合、生前贈与した財産の評価額が相続開始時までには上昇すれば、値上がり分に対する相続税の負担を回避できることとなります。

また、相続開始時までには評価額が下落する可能性がある財産には相続時精算課税制度は選択すべきではありません。

おわりに

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、いわゆる「老老相続」が増加するなど、若年世代への資産移転が進みにくい状況となっています。

令和5年度税制改正では、相続時精算課税制度においては、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、暦年課税との選択制は維持しつつ、相続時精算課税を選択した場合でも、毎年、暦年課税と同水準の110万円までの贈与税が非課税とされる相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除が創設されました。創設された相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除110万円は、特別控除額2,500万円より先に控除できるとともに相続税の課税価格への加算対象とされませんので、相続対策として有効に機能することとなるでしょう。また、暦年課税制度においては、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間が7年に延長されました。本章におけるそれぞれの制度における税負担の比較を活用して、納税者の状況に応じた有効な制度を選択して下さい。

一般的には、18歳以上の子には相続時精算課税制度、加算対象とならない孫には暦年課税制度を有効活用し、高齢世代が保有する資産を早いタイミングで若年世代に移転させ、生前贈与を通じた相続対策を行って下さい。

第4章 民法における相続法との関係

I 相続法と相続税法との関係

民法は「第5編 相続」において、相続又は遺贈（遺言）に関する種々の法規（以下同法の相続に関する部分を「相続法」という）を定めています。

また「相続税法」は、相続又は遺贈による財産の取得に担税力を求め相続税を課することを目的としています。

「相続法」と「相続税法」とは、その立法目的も、法が実現しようとしている内容も趣旨も異なることとなりますが、相続税法における「相続」や「遺贈」などの用語は、相続法における借用概念と考えられており、この点において互いに密接に関連したものとなります。相続法の適用関係は相続税の課税関係に影響し、また、実務においては相続税の負担を考慮しながら相続法の適用を考慮していくことが少なくないのです。

そこで、相続時精算課税制度の適用において、「相続法」と「相続税法」との関連事項を確認することとします。

II 嫡出親子関係の発生

1 相続法

相続法における養子は、「養子は、縁組の日から、養親の嫡出子たる身分を取得する（民法809）」と規定されており、養子縁組の日から、養親の嫡出子として認められることとなり、その人数に制限が設けられていません。

2 相続税法

相続税法では、課税上の取扱いにおいて生命保険金及び退職手当金の非課税限度額、遺産に係る基礎控除額の計算上、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいる場合は1人であり実子がいらない場合は2人までと非課税限度額と相続税の基礎控除額に制限を設けており、民法の取扱いと異なる適用をしています。

また、相続時精算課税制度における生前贈与は、受贈者は18歳以上の推定相続人たる子とされており、特に人数に制限なく実子及び養子に適用を認めています。

III 特別受益者の相続分

1 相続法

特別受益とは、被相続人が生前贈与や遺贈した財産を持ち戻して相続開始の時の財産の価額に加えて相続人の公平な相続持分を維持しようとする制度とされます。

相続法における特別受益は、次に掲げるように規定されており、特別受益の内容につ

いて「婚姻、養子縁組のため」「生計の資本」としての場合に限定しており、特別受益の対象となる「贈与にしばり」を設けています（民法903）。

- ① 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前3条の規定によって算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。
- ② 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けられない。
- ③ 被相続人が前2項の規定と異なった意思表示をしたときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有する。

2 相続税法

相続時精算課税制度における生前贈与分については、対象となる贈与財産の種類、金額及び贈与回数には制限が設けられていないため、相続法における持ち戻しの規定と異なります。

IV 受贈財産の評価

1 相続法

相続法における受贈財産の評価は、「前条に掲げる贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的たる財産が消滅し、又はその価格の増減があったときでも、相続開始の当時なお原状のままに在るものとみなしてこれを定める（民法904）。」と規定されており、特別受益の評価の基準日については「相続開始時」とするのが通説とされています。

また、特別受益の対象となる贈与の価額について、受贈者の行為によって特別受益の対象となる財産が相続時に滅失してしまっているときには、なお、その財産が存在しているものとして取扱うこととされています。そこで、例えば生前贈与を受けた建物などが天災により滅失した場合には、「持ち戻し」の対象としなくともよいと解釈されています。

2 相続税法

相続時精算課税制度における受贈財産の評価は、高齢者の保有する財産の有効利用を通じて経済社会の活性化に資する租税政策上の観点から「贈与時」の時価で相続財産に取り込むこととされているため、贈与財産の評価時期が相続法と異なることとなります。

また、相続時精算課税制度により生前贈与された財産が相続時に天災により滅失していても原則として「持ち戻し」の対象とされます。ただし、令和5年度税制改正では、大規模な災害の発生に備え、著しい被害に対する不安を解消する観点から、相続時精算課税制度により受贈した土地・建物について、災害等により一定以上の被害を受けた場合には、例外的に、相続税の課税価格を再計算できることとされました（措法70の3の

3①②, 措令40の5の3, 措規23の6の2)。詳しくは、第1章I3 (P.5)を参照して下さい。

V 遺留分の帰属とその割合

1 相続法

遺留分制度とは、兄弟姉妹以外の法定相続人に法定相続分の一部を期待利益として保障した制度です。遺留分割合は、誰が相続人であるかによって異なります。直系尊属のみが相続人である場合における遺留分割合は、被相続人の財産の3分の1とされます。直系尊属以外にも相続人がいる場合には、被相続人の財産の2分の1とされます(民法1042①)。また、相続人が数人いる場合には、前述した遺留分割合に「法定相続分(民法900)」及び「代襲相続分(民法901)」の規定により算定された各自の相続分を乗じた割合とされます(民法1042①)。

なお、兄弟姉妹は遺留分権利者にはなれません。

2 相続税法

相続時精算課税制度の適用対象となる贈与者は、贈与の年の1月1日において60歳以上の者(平成27年12月31日以前により贈与により財産を取得した者については、65歳以上とされます。以下同じ)、受贈者は贈与の年の1月1日において18歳以上の者(令和4年3月31日以前により贈与により財産を取得した者については、20歳以上とされます。以下同じ)で贈与をした者の直系尊属である推定相続人(代襲相続を含みます。)とされます(相法21の9①④, 措法70の2の6①②)。

VI 遺留分に関する権利の行使によって生ずる権利の金銭債権化

1 相続法

(1) 金銭債権化

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含みます。以下同じ。)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができることとされます(民法1046①)。

そこで、遺留分権利者等は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができることとされます。これによって、目的物の共有状態が当然に生ずることが回避されることとなります。

なお、旧民法では、遺留分に関する権利を行使すると、遺留分を侵害する遺贈又は贈与の全部又は一部が無効となり、その無効とされた部分に関する権利が遺留分権利者に移転することとなるため、「滅殺」という文言が使用されていました。

現行の民法では、遺留分侵害の原因となった遺贈又は贈与の効力は維持された上で、

受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払義務を負わせることとされたため、「遺留分侵害額の請求権」との文言が使用されることとなりました。

《ケース1》

被相続人である父は、長男に自宅の土地及び建物を長女に現預金を相続させる旨の遺言をし、死亡しました。

遺言書の内容に不満な長女が長男に対し、遺留分侵害額請求を行った場合の旧民法及び現行の民法の取扱いがどうなるのか教えて下さい。

〔前提〕

- 1 相続人2人（長男・長女）
- 2 相続財産
 - ① 自宅の土地及び建物の相続税評価額 7,500万円
 - ② 現預金 1,200万円
- 3 長女の遺留分侵害額の計算

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{相続財産の合計額} & & \text{相続分の割合} & \text{遺留分の割合} & & \text{長女の相続分} \\ (7,500万円+1,200万円) & \times & 1/2 & \times & 1/2 & - & 1,200万円 = 975万円 \end{array}$$

〔回答〕

【旧民法】

遺留分減殺請求権の行使により、長男の相続した土地建物は、次の持分割合により複雑な共有状態となるため、その解消をめぐる新たな紛争が生じる恐れがあります。

- ・ 長男の持分割合 65,250,000/75,000,000 → 87/100
- ・ 長女の持分割合 9,750,000/75,000,000 → 13/100

【現行の民法】

遺留分侵害額の請求権の行使が金銭債権化されるため、長男の相続した土地建物の共有状態が生ずることが回避されるとともに、遺贈又は贈与の目的財産を受遺者又は受贈者に与えたいという遺言者の意思が尊重されることが可能となりました。

(2) 期限の許与

遺留分を侵害する遺贈又は贈与の対象資産が換金困難な不動産又は動産である場合又は贈与を受けた金銭を費消してしまい遺留分侵害額の請求を受けた時点では十分な資金が準備できない場合には、遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が直ちに金銭を準備できないケースも想定されるところです。

このようなケースでは、受遺者又は受贈者が不当に不利益を受けることがないようにするため、裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、遺留分侵害額に相当する負担する債務の全部又は一部の支払いにつき相当の期限を許与することができることとされています（民法1047⑤）。

なお、裁判所が期限を許与した場合には、その期限の許与がされた金銭債務の全部又は一部について、遡及的にその弁済期が変更されたこととされます。例えば、裁判所が令和×年4月26日まで期限を許与した場合には、遅延損害金が発生するのはその翌日の4月27日午前零時からとされます。

《裁判所が期限の許与をした場合の「主文」の記載例》

- 1 被告は、原告に対して令和2年4月26日が到来したときには金〇〇円及びこれに対する令和2年4月27日から支払済みまでの年×%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。

2 相続税法

「令和元年度版税制改正のすべて」では、受遺者又は受贈者が遺留分侵害額に相当する金銭の支払に代えてその有する資産（その遺贈又は贈与により取得した資産も含まれます。）を遺留分権利者に引き渡した場合には、受遺者又は受贈者は遺留分権利者に対してその資産を譲渡したことになる旨が記載されています（財務省ホームページ：所得税法等の改正・111頁）。

これを受けて、令和元年6月28日に所得税の基本通達が発遣されました。このうち「遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払いに代えて行う資産の譲渡（所基通33-1の6）」では、資産を移転させた際に譲渡による収入が生じることとなり、その収入金額は、請求を受けた者が負う遺留分侵害額に係る債務の消滅額とされることが明らかになりました。また、「遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払いに代えて移転を受けた資産の取得費（所基通38-7の2）」では、その遺留分請求者が、その履行の時ににおいて履行により消滅した債権の額に相当する価額により、その資産を取得したこととされることが明らかになりました。

《ケース2》

前述した《ケース1》において、長男が遺留分侵害額975万円の金銭を準備できないため、土地建物の共有持分13/100を長女に引き渡した場合の税務上の取扱いがどうなるのか教えて下さい。

〔回答〕

遺留分を侵害する遺贈又は贈与の対象資産が換金困難な不動産等である場合には、遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が直ちに金銭を準備できないケースも想定されます。

この場合において、金銭の支払いに代えて相続財産である不動産が分与された場合には、代物弁済として債務消滅額975万円が長男の譲渡所得の収入金額とされます（所基通33-1の6）。

また、長女については、その履行の時ににおいて履行により消滅した債権の額975万円により、その資産を取得したこととされます（所基通38-7の2）。

VII 遺留分算定の基礎となる財産

1 相続法

(1) 遺留分の算定の基礎となる財産の範囲

遺留分を算定するための財産の価額は、「被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額とする（民法1042①）」と規定されています。また、第三者に対する贈与は、相続開始前の1年間にされたものに限り、遺留分を算定するための財産の価額に算入することとされます（民法1043, 1044①）。この場合において、相続人に対する贈与については、原則として、相続開始前の10年間にされたものに限り、遺留分を算定するための財産の価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限ります。）に算入することとされます（民法1043, 1044③）。

ただし、これらの贈与であっても、被相続人及び受贈者の双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をした場合については、1年間又は10年間の期間の制限にかかわらず、1年前又は10年前の日より前にしたものについても、遺留分を算定するための財産の価額に算入することとされます（民法1043, 1044①）。

なお、遺留分を算定する際の財産の価額は、相続開始時点の時価とされます（民法904, 1044②）。

図表VII-1 遺留分算定の基礎となる財産の範囲

贈与の区分		遺留分算定の基礎となる財産
原則	相続人に対する贈与(注)	10年間
	上記以外の者に対する贈与	1年間
例外	被相続人及び受贈者の双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って行った贈与	期間制限なし

(注) 婚姻・養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限ります。

(2) 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

遺留分侵害額の請求を受けた受遺者又は受贈者は、「遺留分権利者承継債務」について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、遺留分権利者に対し、その消滅した債務の額の限度において、遺留分侵害額による金銭債務を債務を消滅させることができることとされました。「遺留分権利者承継債務」とは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務のうち、「共同相続人の効力（民法899）」の規定により遺留分権利者が承継する債務の額とされます（民法1046②三）

この場合において、受遺者又は受贈者が、遺留分権利者が負担する相続債務を弁済する等して取得した求償権は、消滅したその債務の額を限度として消滅することとされます（民法1047③）。

なお、遺留分権利者における遺留分侵害額を求める算式は、次の〔算式〕に掲げるとおりとされます（新民法1042～1046）。

〔算式〕

$$\boxed{\text{遺留分}} = \boxed{\text{遺留分を算定するための財産の価額}} \times \boxed{\text{遺留分割合}}$$

$$\boxed{\text{遺留分侵害額}} = \boxed{\text{遺留分}} - \boxed{\text{特別受益の額}} - \boxed{\text{遺産分割により取得すべき財産の価額}} + \boxed{\text{遺留分権利者承継債務(注)}}$$

(注) 遺留分権利者承継債務につき、遺留分侵害額の請求を受けた受遺者又は受贈者がその債務を弁済等して消滅させたときには、その債務の額を加算する必要はありません。

2 相続税法

相続時精算課税制度選択後の特定贈与者からの贈与は、すべて相続財産として持ち戻しの対象とされます。

そこで、相続法における遺留分算定の基礎となる財産と相続時精算課税制度の適用対象となる生前贈与は、必ずしも一致しないこととなるので留意して下さい。

VIII 相続放棄

1 相続法（民法939）

相続法における相続放棄は、「相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初から相続人とならなかつたものとみなす（民法939）」と規定されており、放棄をした者は、初めから相続人とならなかつたとみなされ、放棄者を相続人の数に算入しないでその相続分の計算が行われます。

相続放棄は、相続の開始があつたことを知つた日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述することにより行われます。

2 相続税法

相続時精算課税適用者が、特定贈与者の死亡に係る相続の放棄を行った場合でも、相続時精算課税制度の適用を受けた受贈財産は、相続によって取得したものとみなされ、相続税の負担を行うこととなります（相法21の16①）。この場合において、相続時精算課税適用者が、この相続税の納付ができないときは、他の相続人に連帯納付義務が課せられます（相法34）。

IX 限定承認

1 相続法

相続財産の中には、債務も含まれ相続人に不利益になる場合もありますので、相続を

承認するか、放棄するかを相続人の意思によって選択することができます。この承認には、相続の効力を全面的に受け入れる単純承認と被相続人の債務について相続によって取得する財産の限度とする限定承認があります。

相続法における限定承認は、「相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、承認をすることができる（民法922）」と規定されています。

限定承認は、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内に財産目録を調整して、共同相続人全員が共同して家庭裁判所に申述することにより行われます。

2 相続税法

特定贈与者である親の死亡以前に相続時精算課税適用者である子が死亡した場合には、その死亡した子の代襲相続人（包括受遺者を含みます。）である孫は、相続時精算課税適用者が相続時精算課税制度の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利義務を承継します（相法21の17①）。

この場合において、その代襲相続人である孫が限定承認をしたときは、その相続により取得した財産（相続時精算課税適用者からの遺贈又は贈与により取得した財産を含みます。）の限度においてのみ権利義務を承継します（相法21の17②，相基通21の17-4）。

《参考文献》

- ・ 武田昌輔監修『DHCコンメンタール相続税法』（第一法規）
- ・ 加藤千博編『平成22年度版 相続税法基本通達逐条解説』（大蔵財務協会）
- ・ 加藤千博編『平成23年度版 租税特別措置法通達逐条解説』（大蔵財務協会）
- ・ 税理士法人右山事務所編集『事業承継対策の法務と税務』（新日本法規）
- ・ 右山昌一郎／大原誠三郎監修『相続法と相続税法』（ぎょうせい）
- ・ 宮森俊樹著『税理士のための相続税Q&A事業承継対策』（中央経済社）
- ・ 宮森俊樹著『Q&A税制改正の実務－令和5年度版－』（新日本法規）